照条文道路運送法施行令及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令の一部を改正する政令案新旧対

○道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法(以下「法」という。)第二章及び第四章に規定する直路運送法(以下「法」という。)第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一~十三 (略) 一四 法第二十二条の二第一項の規定による安全管理規程の設定又はで要更に係る届出の受理(当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。) 十七 法第二十二条の二第三項の規定による命令(前号に規定する届出があつた安全管理規程に係るものに限る。) 十七 法第二十二条の二第三項の規定による命令(前号に規定する届出の受理(当該事業に係る路線が地方路線である場合に限る。) 十七 法第二十二条の二第三項の規定による命令(前号に規定する届出の関任に係るものに限る。) 十十一 法第二十二条の二第一項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第二十二条の二第一項、第四項若しくは第二項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第二項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第二項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項若しくは第二項の規定による命令(法第二十二条の二第一項、第四項目、第四項目、第四項目、第四項目、第四項目、第四項目、第四項目、第四項	改正案
第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する権限の委任) という。)第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一〜十三 (略) 十四〜十六 (略) 十七 法第二十三条の五第四項の規定による命令 十七 法第二十八条第二項の規定による命令	現

一十二~三十二 (略)

2 を除き、 第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、 般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法 地方運輸局長に委任する。 次に掲げるもの

(略)

含む。) 法第二十九条の二(法第四十三条第五項に の規定による情報の整理及び公表 お いて準用する場合を

兀 (略)

3 な。 ができる。 法第二十九条の二 の規定による情報の整理及び公表は、 (法第四十三条第五項において準用する場合を含 地方運輸局長も行うこと

4 に限る。)は、 に掲げるもの(一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るもの 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次 運輸管理部長又は運輸支局長に委任する。

一~六 (略)

げる権限に相当する権限 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、 第三号及び前二号に掲

_ <u>:</u> を除き、地方運輸局長に委任する。 第二章及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法 (略)

次に掲げるもの

2

十九~二十九

(略)

三 (略)

3 \mathcal{O} (一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。) 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるも

一~六 (略)

は、

運輸管理部長又は運輸支局長に委任する。

七 げる権限に相当する権限 特定旅客自動車運送事業に関する第一号、 第五号及び第六号に掲

- 2 -

○軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)(第二条関係)

第二条 軌道法の規定による国土交通大臣の職権のうち、次に掲げるものは、地方運輸局長が行う。 一 軌道法第十一条第一項の規定による運転速度及び度数の決定に係る認可 三 軌道法第十六条第一項の規定による運転で管理の委託又は受託に係る許可 三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理 四 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第一項の規定による運転管理者の選任又は解任に係る届出の受理 1 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理の委託又は受託に係る局出の受理 2 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理の委託又は受託に係る局出の受理 1 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理の委託又は受託に係る局出の受理 2 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第七項の規定による運転管理の委託又は受託に係る局出の受理 2 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第元 2 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第元 2 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十八条の三第三項の規定による情報の整理及び公表 三 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第十九条の三の規定による情報の整理及び公表	改 正 案	
第二条 軌道法第十一条の規定による軌道における運転速度及び度数の 決定に係る国土交通大臣の認可は、地方運輸局長が行う。	現	

の規定による報告徴収

3 五. 地方運輸局長は、第一項第一号の規定により認可をしたときは、遅 及び第二項の規定による立入検査及び質問 軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第五十六条第一項

滞なく、その旨を記載した書面により、運転速度及び度数表を添えて 国土交通大臣に報告しなければならない。

> その旨を記載した書面により、運転速度及び度数表を添えて、国土交 地方運輸局長は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、

2 通大臣に報告しなければならない。